

令和7年12月11日(木) 衆・法務委 山 登志浩議員(立憲)  
対法務当局

6問 検察官に関するワークライフバランスの取組みについて、  
法務当局に問う。

(答)

- 検察におけるワークライフバランスの検討・実施状況については、法務省全体の取組（アット・ホームプランープラス ONE）に基づき、職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を推進しているところである。
- 具体的には、
  - ・ 業務の効率化
  - ・ 勤務時間管理の徹底
  - ・ 全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
  - ・ 年次休暇の取得促進と取得が当たり前の職場作りなどの各種取組（注）を進めており、引き続き、検察官を含む職員のワークライフバランスの実現に向けてこうした取組を推進していきたい。

【超過勤務の是正・職員の勤務状況や休暇の取得状況等の具体的な把握方法について、更に問われた場合】

(答)

- 検察官の長時間勤務の是正に関しては、検察官を含む職員の心身の健康を維持する観点から、（各職員に超過勤務を命ずるため必要な情報を申告させることなどを通じて、）各職員の勤務状況や休暇の取得状況等について、適切かつ実効的な把握に努め、必要に応じて、業務量を調整するなどして、過度な長時間勤務とならないよう配慮がなされているものと承知。
- 各庁の決裁官が日頃から各検察官とのコミュニケーションを密にして、その勤務状況を観察・聴取し、当該職員に超過勤務を行う必要があると思われる業務の内容、その必要性及び所要見込み時間などを申告させることを通じ、勤務状況

や休暇の取得状況等について適切かつ実効的に把握している。

【全国転勤や配置転換などの際の配慮について問われた場合】

(答)

- 全国的に均斉かつ適正な検察権行使を行うため、全国的に定期的な人事異動を行うことはやむを得ないと考えているが、個別の人事異動に当たっては、各検察官が抱える家庭の事情等諸般の事情にも十分配慮して適切に行うよう努めている。

(注) 検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上（土日祝日を含む）取得
- ・ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供などがある。

(参考) 法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（通称「アット・ホームプラン＋プラスONE」）

女性の職業生活における活躍推進と全ての職員のワークライフバランス推進を目的とし、

- ① 職員のワークライフバランス推進のための働き方改革に関する取組
  - ・ 業務効率化及びデジタル化の推進
  - ・ 働く時間と場所の柔軟化
  - ・ 勤務時間管理の徹底
  - ・ マネジメント改革
  - ・ 全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる

## 職場環境の整備

### ② 女性の職業生活における活躍推進のための取組

- ・ 女性の採用の拡大
- ・ 女性の登用目標達成に向けた計画的育成
- ・ 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
- ・ 相談できる体制づくり

### ③ 次世代育成支援推進のための取組

を柱とする取組内容等を定めるもの。

(参考答弁1) 令和元年11月13日衆・法務委員会(稲富委員  
に対する答弁)

#### ○ 小山刑事局長

検察官の関係についてお答えいたします。

検察官の長時間労働の是正に関しましては、心身の健康確保等の観点から、管理職員において、勤務状況や休暇の取得状況等について適切かつ実効的に把握し、業務量を調整するなどしているところでございます。

引き続き、良好な職場環境を構築、維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

(参考答弁2) 平成29年12月5日参・法務委員会(元榮委員  
に対する答弁)

#### ○ 林刑事局長

検察官につきましては、まず超過勤務手当を支給しないこととされておりますので、勤務時間を超過して勤務した時間などを制度的に把握するということはこれまでしておりません。

また、検察官の職務、勤務時間外において対応せざるを得ないものがある一方で、勤務時間外の執務といたしましても、その負担、軽重、様々でございまして、時間の長短だけで一概に測ることは困難だと、こういったことも制度的にその勤務時間の把握というものをしてこなかった、それが一つの理由でございます。

他方で、検察庁におきましては、事件を決裁官がどの検察官に割り当てるか、これ配填といたしますけれども、そういう配填をしなくちゃいけないわけでございますので、決裁官は常に自分のその配填する相手の検察官がどの程度の事件を持って、どのような勤務状況にいるかということは、絶えず

これは把握した上で配填しているわけでございます。そういったことから、これまで検察庁においては決裁官においてその勤務状況を具体的に把握していくと、こういった形で配慮を行ってきたところでございます。

もとより、検察官の業務負担について御心配いただいたり御提言いただいていること、大変有り難いところでございまして、今後とも検察官の勤務状況を実効的にどのような形で把握できるか、していくべきかということについては、それについては更に検討していきたいと思っております。